



平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
設備の高効率化改修支援事業

設備の高効率化改修による省CO2促進事業
3次公募説明資料

平成30年8月

一般社団法人 温室効果ガス審査協会

ASSET事業運営センター

補助金の応募をされる皆様へ

1. 虚偽の内容を記載・提出した場合等は、事業の不採択、採択の解除、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。
2. 交付決定通知前の発注・支出は交付対象になりません。
3. 補助事業の実施中または完了後に、必要に応じて現地調査等を行います。
4. 補助金に係る不正行為に対しては、法律に刑事罰等を課す旨規定されています。

本日の内容（目次）

1. 事業の目的と性格
2. 事業内容
3. 補助金の交付方法等について
4. 応募方法等
5. 留意事項等
6. 記入例

本日の内容（目次）

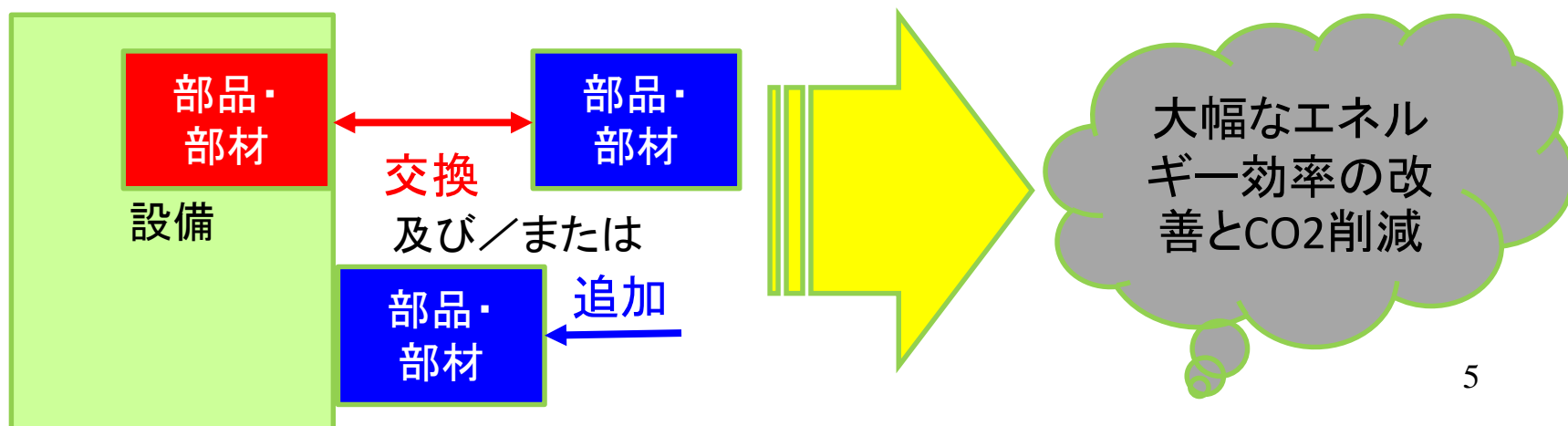
1. 事業の目的と性格
2. 事業内容
3. 補助金の交付方法等について
4. 応募方法等
5. 留意事項等
6. 記入例

1. 補助事業の目的と性格

本補助事業は・・・

地方公共団体の所有する各種施設や民生部門では、財政上の理由から効率の低下した設備を限界まで使用しており、エネルギーコストの増大及びCO2排出量の増大を招いている。さらに、エネルギーコストの増大が更なる経費圧迫を生み、新たに設備投資ができないという悪循環に陥っている。

このような課題を解決するため、機器全体の更新が困難な事業者に対して、エネルギー効率に寄与する**部品や部材の交換**や**追加**による**当該設備の効率改善を支援**することで、低コストでCO2排出量の削減する手法の普及を目的とします。



本日の内容（目次）

1. 事業の目的と性格
- 2. 事業内容**
3. 補助金の交付方法等について
4. 応募方法等
5. 留意事項等
6. 記入例

2. 事業内容

「設備事業」の対象

(1) 基本的要件

- ① 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること
- ② 補助事業を行うための実績・能力・実施体制を有すること
- ③ 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できること
- ④ 導入する設備等について国から他の補助金を受けていないこと(固定価格買取制度による売電を行う事業でないこと)

(2) 対象事業の要件

- (a) 応募者が国内に所有する施設で運用している設備に関して当該設備のエネルギー消費量、CO2排出量を削減する事業
- (b) 償却資産登録されていること
- (c) 現在稼働中の設備の改修であること
- (d) 当該設備メーカーや当該設備のメンテナンスを行っている事業者、部品・部材メーカーや省エネルギー診断実施事業や当外部の専門家による省エネ効果、省CO2効果の説明等を添付すること

2. 事業内容

(1) 対象事業の基本的要件（公募要領p.5）

- ① 低炭素化に効果的な**規制等対策強化の検討**に資すること。
- ② 補助事業を行うための**実績・能力・実施体制**を有すること。
- ③ 公募要領「別紙1」に示す**暴力団排除**に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ④ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金を受けて行われる事業ではないこと。（固定価格買取制度による売電を行われないものであることを含む。）

(2) 対象事業の要件（公募要領p.5～7）

以下に示す要件(a)～(d)をすべて満たす事業

(a) 応募者が国内に所有する施設において運用している設備に関して、以下の1)、2)のうち、いずれか若しくはその両方の改修を行うことで、**当該設備のエネルギー消費量、CO2排出量を削減**する事業であること。

1) 当該設備のエネルギー効率と密接な関係のある部品・部材のうち、経年劣化等により効率低下の原因となっているものの**交換**を行い、当該設備の**エネルギー効率を、導入当初と同等以上まで改善**する事業。

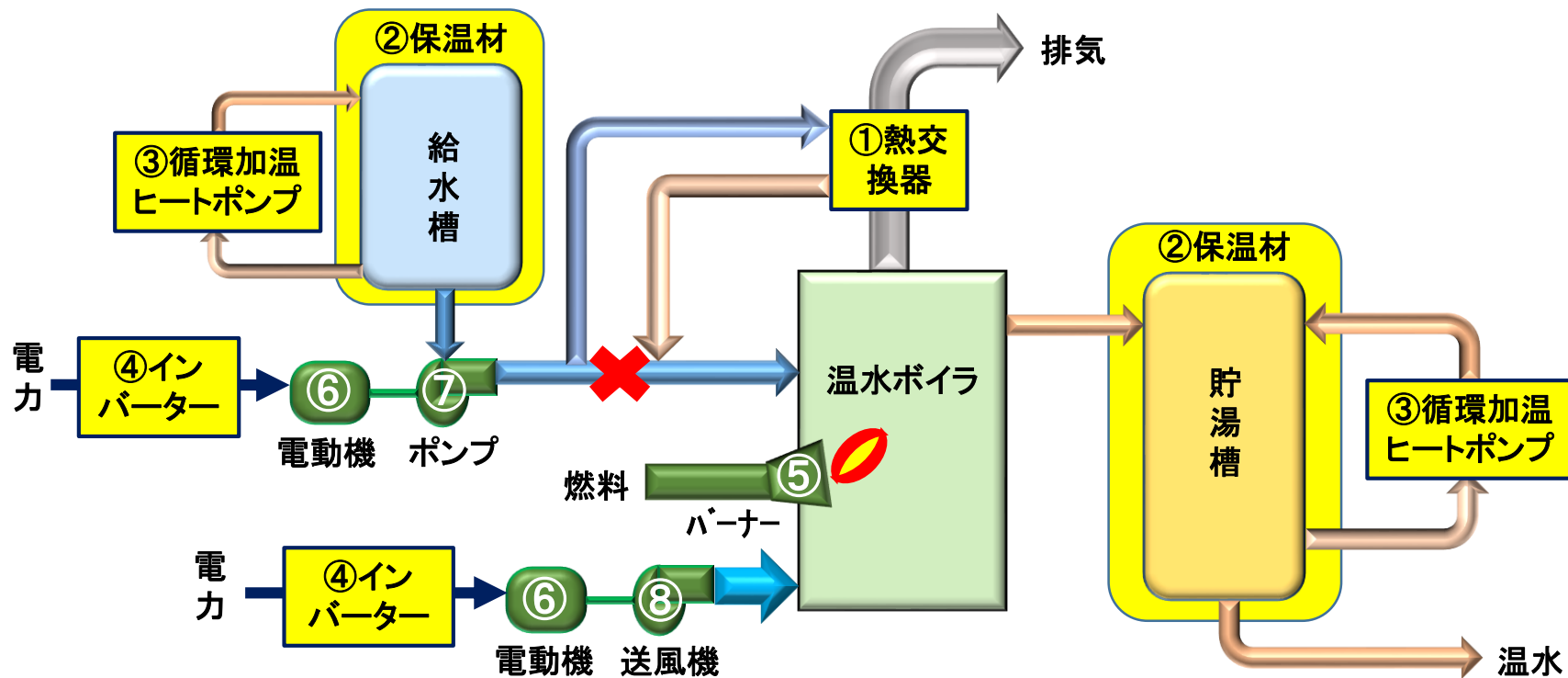
2) 改修を行う設備若しくは当該設備と連結された蒸気配管等に部品・部材を**付加**することで、当該設備の運転時の負荷を軽減することにより、当該設備の**エネルギー効率を初期の状態以上に改善**する事業。

- (b) 償却資産登録されていること。ただし、償却資産登録が必要ないものについてはこの限りでない。
- (c) 現在稼働中の設備の改修であること。
- (d) 当該設備メーカーや当該設備のメンテナンスを行っている事業者、部品・部材メーカーや省エネルギー診断実施事業者等**外部の専門家**による省エネルギー効果、省CO2効果の説明等を添付すること。

給湯設備における部品・部材の交換・追加の例

- 追加の部品・部材： ① 熱交換器、② 保温材、③ 循環加温ヒートポンプ、④ インバーター

- 交換の部材・部品： ⑤ バーナー、⑥ 電動機、⑦ ポンプ、⑧ 送風機



<補助対象外となる施設>

- ・日本標準産業分類(平成25年10月改定)に規定される**製造業**(加工修理業を含む)、**電気業**、**ガス業**、**熱供給業**の生産施設、サービス業(他に分類されないもの)のうち**自動車整備工場**、**機械等修理工場**、その他これに類する施設

<補助対象外となる設備(1/2)>

- 船舶及び航空機
- 車両運搬具(軌道走行車両、乗用自動車や貨物自動車、フォークリフト等)
- 器具備品(パソコンや自動販売機等)や家電に類するもの
- 改修後直ちに使用される予定が無い設備

<補助対象外となる設備(2/2)>

- BEMS、人感センサー、明るさセンサー、温度管理センサー、トイレにおける消音設備等、対象設備の負荷低減やエネルギー効率の改善とは異なる方法(人の行動変容や当該設備稼働時間の調整等)で省エネルギーを達成するもの
- 照明設備
- 消耗品
- メーカーが定期的な更新を推奨している部品・部材の同等品との交換。ただし水素製造装置は除く

(3) 補助金の応募者（公募要領p.8）

応募者の要件は以下の(a)から(g)の法人・団体

- (a) 民間企業（導入する設備等をファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業を含む）
- (b) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (c) 地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条外1項に規定する地方独立行政法人

(d) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

(e) 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

(f) 法律により直接設立された法人

(g) その他環境大臣の承認を得て補助事業が適当と認める者

(4) 応募者・代表事業者・共同事業者

(公募要領p.8)

<応募者>

補助事業に参画する**全ての事業者が「補助金の応募者」に該当すること。**

<代表事業者・共同事業者>

○代表事業者・・・ **補助対象設備の所有者であり、補助金の交付を受ける事業者**

○共同事業者・・・代表事業者と共同で事業を実施する事業者




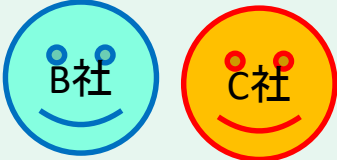


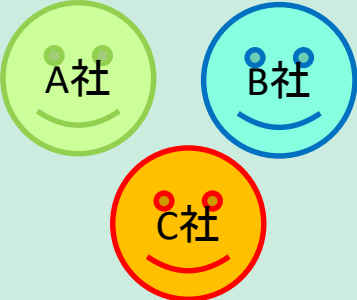
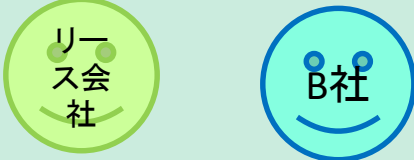
- * 代表事業者・共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できない。
- * 応募手続は、代表事業者からの委任を受けた第三者による代行も可



ファイナンスリースを利用する場合

- * 代表事業者はファイナンスリース事業者
- * リース料から補助金相当額が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提出が必要

応募体制の事例:

応募体制	単独で応募する場合	複数の事業者がいる場合	リースの場合
代表事業者	 <p>補助事業による財産取得者が代表事業者</p>	 <p>補助事業による財産取得者が代表事業者</p>	 <p>リース会社が設備の所有者のため代表事業者</p>
共同事業者	なし	 <p>建物の所有者など</p>	 <p>設備を運用するが所有者でない者</p>
応募者 (全社が応募者の資格に適合すること)			 <p>リースを受けて事業を行う者</p>

(5) 補助金の交付額 (公募要領p.8~9)

原則として補助対象経費の次の割合を補助する

- | | |
|---|---------------|
| (a) 地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の市町村(これらの市町村により設立された第284条第1項の地方公共団体の組合を含む) | ⇒ 3分の2 |
| (b) 都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は第281条第1項の特別区((a)の括弧書の組合以外の地方公共団体の組合を含む) | ⇒ 2分の1 |
| (c) 資本金が1,000万円未満の民間企業 | ⇒ 3分の2 |
| (d) 資本金が1,000万円以上の民間企業 | ⇒ 2分の1 |
| (e) (a)から(d)以外の民間企業 | ⇒ 2分の1 |

* 1件あたりの**補助金の上限額はない**

* 補助対象となる経費について

- 交付決定日から平成31(2019)年2月28日までの経費が対象
- 補助対象設備の整備・改修に係る経費が対象であり、かつ当該期間までに支払いが完了するもの
 - 補助対象経費の詳細は交付規程 第3条を参照のこと。
 - 交付規程 別表第2、第3に従って、【別紙2】の積算内訳に記入し、経費内訳の資料を提出すること。
- 既存設備の撤去・移設費・廃却費、公官庁への申請、届出費用、本補助金への応募・申請経費等については補助の対象外
- 同一設備に重複して国からの他の補助金受給は不可

(6) 補助事業期間（公募要領p.9）

原則として**単年度**。

交付決定日（事業開始日）から事業を開始し、遅くとも平成31年2月28日までに事業を終了すること。

本日の内容（目次）

1. 事業の目的と性格
2. 事業内容
- 3. 補助金の交付方法等について**
4. 応募方法等
5. 留意事項等
6. 記入例

3. 補助金の交付方法等について

応募者が実施

全体の流れ(主要手続き) 1

GAJが実施

Step 1 (公募～選定)

Step 2 (交付申請～交付決定)

公募開始

公募説明会

応募申請

書類審査(事務局)

選定(審査委員会)

選定結果通知(採択者のみ)

採択者向け説明会

交付申請

交付審査

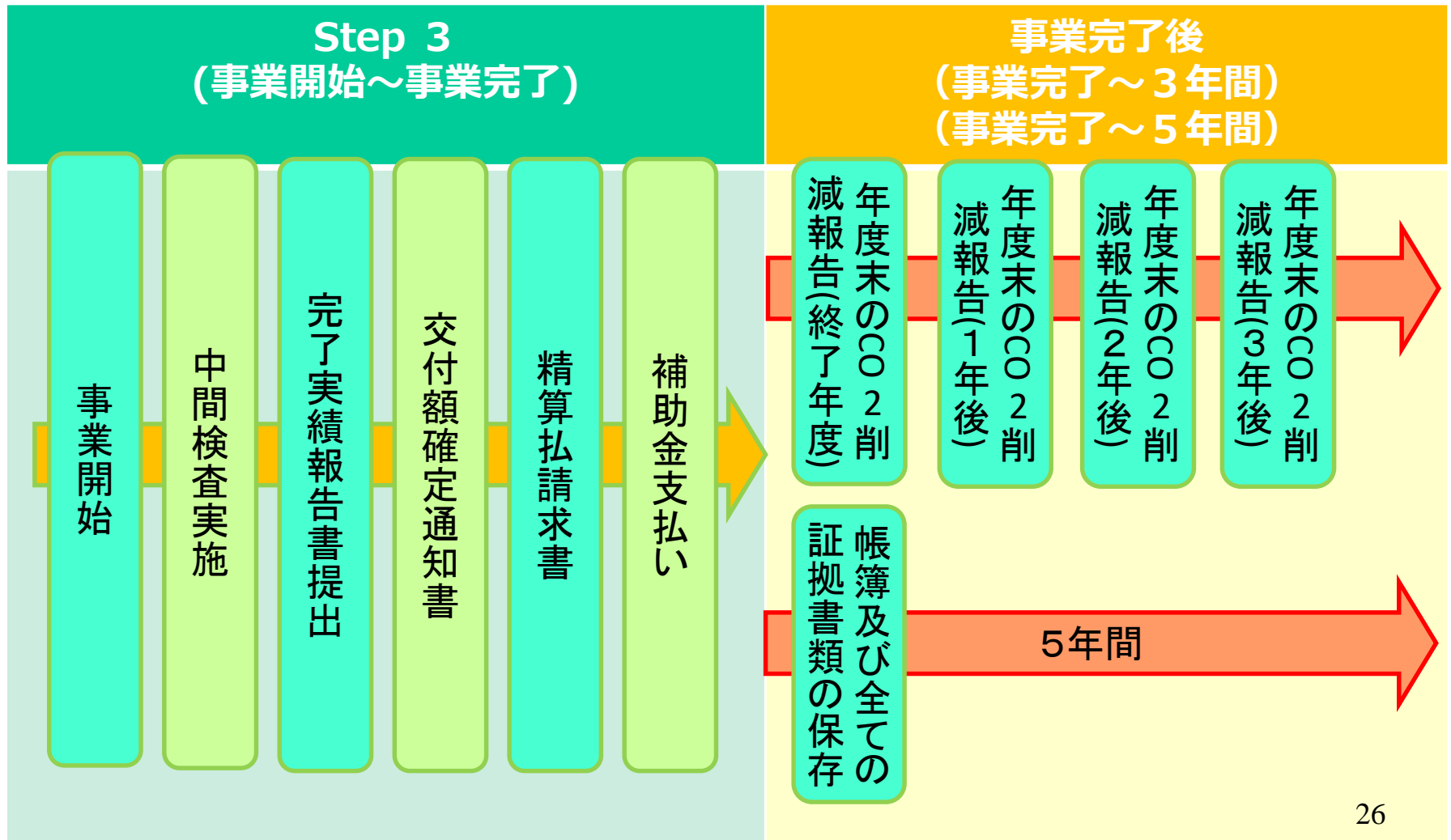
交付決定通知

3. 補助金の交付方法等について

事業者が実施

全体の流れ(主要手続き)2

GAJが実施



3. 補助金の交付方法等について

(1) 補助事業者の選定方法（公募要領p.9）

- * 一般公募を行い選定する。
- * 実施計画等をもとに、協会において書類審査を行う。書類審査を通過した申請に関して、その後審査委員会において、補助対象事業の二酸化炭素削減に係る費用対効果や他の自治体・事業者等への波及効果等に関する審査基準に基づいて厳正な審査を行い、補助事業費の範囲内で補助事業の選定を行う。



審査結果に対する御意見には対応致しかねます。審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めめることもありますのでご了承ください。

(2) 交付申請・交付決定（公募要領p.10）

* 補助事業の選定をされた事業者には、10月初旬に採択の内示を行う。

なお、採択者に対する採択者説明会は実施いたしません。

* 採択者には補助金の**交付申請書**を提出して頂く。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、**事業実施期間に行われる事業**で、かつ**当該期間中に支払が完了するもの**となる。



事業完了について

当該期間中に支払が完了して事業完了となる。

ただし、補助事業者に対して、補助事業に要した**経費の請求**がなされた場合を含む。この場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで可とするが、補助事業者は補助金を受領した日から**2週間以内**に領収書を協会に提出することが必要。

* 協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行う。

ア 補助事業の全体計画が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。

イ 補助対象経費には国からの他の補助金の対象経費を含まないこと。

ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(3) 事業開始と実績報告について

(公募要領p.10)

- * 補助事業は協会からの交付決定を受けた後、開始可能。(交付決定前の契約・発注に係る経費は、補助対象経費とし得ないのでご注意ください)
- * 原則として適当な時期に現地で中間検査を行う。

* 当該年度の補助事業が完了（支払いが完了したこと）したときは、完了後30日以内又は平成31年3月10日のいずれか早い日までに、協会へ「完了実績報告書」を提出する。

* なお、支払いの完了は経費の請求がなされた場合を含む。

* 完了実績報告書に基づく書類審査及び必要により現地確定検査を行う。

* 協会から補助金の額の確定通知をする。

* 補助事業者から**精算払請求書**の提出を受け、
補助金交付をする。



交付規程 第8条、第10条、第11条、
第12条、第15条 をご確認ください。

(4) 事業報告書の提出（公募要領p.11）

- * 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間の二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を**年度終了後30日以内**に環境大臣に提出しなければならない。
- * その後の**3年間の期間**について、**年度毎に年度の終了後30日以内**に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を環境大臣に提出しなければならない。

本日の内容（目次）

1. 事業の目的と性格
2. 事業内容
3. 補助金の交付方法等について
- 4. 応募方法等**
5. 留意事項等
6. 記入例

4. 応募方法等

(1) 応募書類（公募要領p.11）

- * 提出が必要となる書類は、様式1に記載する
とおり。
- * 応募書類のうち、様式1、別紙1、別紙1別添
及び別紙2は必ず協会のホームページの電
子ファイルをダウンロードして作成すること。
- * 応募は**1施設単位**で行うこと。

(2)公募期間（公募要領p.11）

【公募期間】 2018年8月9日（木）から
9月7日（金）15:00必着

- * 簡易書留等記録が残る方法で郵送してください。（期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が当方の事情に起因しないものについては、受理しません。）
なお、持ち込みは受理できません。

(3) 提出方法 (公募要領p.12)

* 提出書類は封書に入れ、宛名面に「応募事業者名」及び「平成30年度設備事業 3次応募書類」と朱記書きで明記のこと。

* 提出先

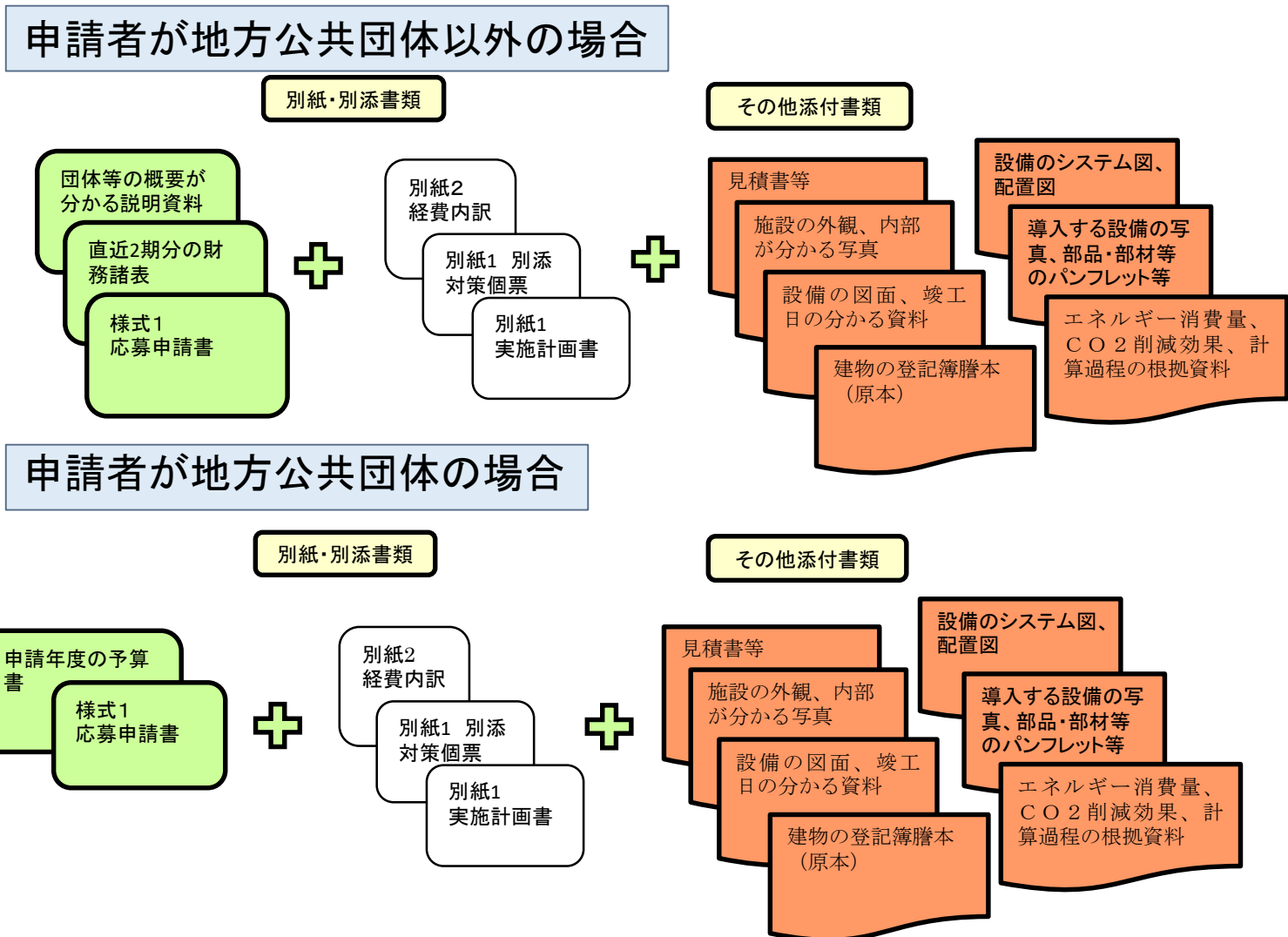
〒101-0051

東京都千代田区神田神保町3-29-1

住友不動産一ツ橋ビル7階

一般社団法人 温室効果ガス審査協会

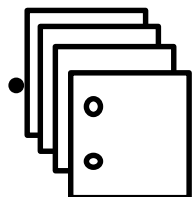
応募に必要な書類について(公募要領 様式1)



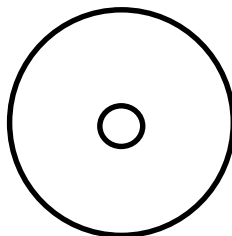
応募に必要な書類について(公募要領 様式1)

- ・ 締切：平成30年(2018)9月7日(金)15:00必着
- ・ 提出方法：簡易書留等の配達記録の残る方法 (持参不可)

- ・ 応募に必要な書類、様式1、別紙1、別紙1別添及び別紙2については、協会のホームページの電子ファイルをダウンロードして作成下さい。
- ・ 副本は様式1＋別紙1＋別紙1別添＋別紙2
- ・ CD(DVD)には添付資料を含めた正本の内容をすべて収めて下さい。



正本1部＋副本1部
(2つ穴、紐とじ)
バインダーやファイ
ルは不要



・CD (DVD)
1枚
応募者名を
記入



Asset事業運
営センターへ
の提出

公募期間と採択結果

【公募期間】

2018年8月9日(木)から9月7日(金)15:00必着



簡易書留等記録が残る方法で郵送してください。(期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が当方の事情に起因しないものについては、受理しません。なお、**持ち込みは受理できません。**)

採択した案件については、事業者名・事業概要等を報道発表し、同時に温室効果ガス審査協会webサイト(<http://www.gaj.or.jp/>)において公開

本日の内容（目次）

1. 事業の目的と性格
2. 事業内容
3. 補助金の交付方法等について
4. 応募方法等
- 5. 留意事項等**
6. 記入例

(1) 経理 (公募要領p.14)

補助事業の経費に関する**帳簿**と全ての**証拠書類**(見積書、発注書、契約書、検収書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類)

* **他の経理と明確に区分して管理**し、常にその書類を明らかにしておく必要がある。

* 補助事業の完了の日の属する年度の**終了後5年間**、いつでも閲覧に供せるよう**保存**しておく必要がある。

(2) エネルギー消費量削減見込み量及び 二酸化炭素削減見込み量の計算方法 (公募要領p.14)

様式1別紙1別添「対策個票(交換)」ないし「対策個票(追加)」の【光熱費・CO₂削減効果】に従い算出すること。

① エネルギー消費量削減見込み量

稼働時間や負荷率等稼働条件を仮定した上で、設備メーカーや当該設備のメンテナンスを行っている事業者、部品・部材メーカーや省エネルギー診断実施事業者等外部の専門家に試算を依頼すること。

② 二酸化炭素の削減見込み量

①の方法で得たエネルギー消費量削減見込み量に、二酸化炭素排出係数を掛けて算出のこと。なお、削減されるエネルギー毎の二酸化炭素排出係数は環境省温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 (<http://ghg-santeikohyo.bnv.go.jp/>) の排出係数一覧の値を用いる、ただし、購入する電力に関しては、平成28年度の代替値0.000512t-CO₂/kWhを用いること。

(3) 補助事業における自社調達を行う 場合の利益等排除の考え方 (公募要領p. 14)

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上すること。

補助対象設備の財産管理(交付規程第8条12・13項)

補助事業の実施により取得した財産を処分しようとする場合は、**あらかじめ協会の承認が必要**

- 補助事業の実施により取得した財産については**取得財産等管理台帳**を整備すること。
- 法定耐用年数期間内に取得財産等(補助対象部品・部材に限る)を**廃棄・転用・譲渡**等した場合は、**補助金の一部返還**が生じる場合がある。



原則は法定耐用年数期間内はご使用していただくこととなります。尚、法定耐用年数期間内における補助対象設備の処分等に関しては、必ず、事前に協会へご相談ください。

本日の内容（目次）

1. 事業の目的と性格
2. 事業内容
3. 補助金の交付方法等について
4. 応募方法等
5. 留意事項等
- 6. 記入例**

6. 記入例

◆ 様式1 応募申請書

◆ 様式1 別紙1-1 実施計画書
別紙1-1別添 対策個票
別紙2-1 経費内訳
設備の種類分類コード表

◆ 見積書(例)

お問い合わせ先

一般社団法人 温室効果ガス審査協会（GAJ）
ASSET事業運営センター
事業部
eie@gaj.or.jp

